

（仮称）株式会社日新三重工場増設事業に係る簡易的環境影響評価書に対する 三重県知事意見

（総括事項）

- 1 簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が高いことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避又は低減に努めること。
- 2 今後、詳細な工事設計を作成し、予測及び評価に変更が生じる場合は、それらを反映した措置報告書を作成すること。また、環境保全措置の検討にあたっては、代償措置ではなく、環境影響の回避又は低減を優先すること。
- 3 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

（個別的事項）

1 騒音、振動及び悪臭

これまでの稼働状況を踏まえると、悪臭の発生が懸念されることから、悪臭について、予測・評価し、環境保全措置を措置報告書に記載すること。

また、工事期間も含め、騒音、振動及び悪臭の影響について地域住民に丁寧な説明を行うとともに、苦情等があった場合は、必要に応じ追加の環境保全措置を講じること。

2 水質

事業地の雨水が放流される祓川は、タナゴ類及びイシガイ類が生息し、三重県自然環境保全地域に指定されていることから、大規模な豪雨等が発生した場合においても、可能な限り工事实施に伴う濁水の発生を回避、低減できるよう、沈砂池の容量を十分確保するなど環境保全措置を確実に実施するとともに、その効果が発揮されるよう管理・監視を行うこと。

3 陸生動物、陸生植物

重要種の生息・生育が確認された場合は、生息・生育環境の減少等、事業による影響を予測・評価し、環境保全措置を措置報告書に反映すること。

なお、動植物を移植（移植）する場合には、環境収容力に十分配慮して行うこと。

4 廃棄物

工事中の不要物の大半を占める伐採樹木について、工場内での有効利用など環境保全措置を確実に実施するとともに、やむを得ず廃棄物となるものに

については適正な処理を行うこと。

5 温室効果ガス

温室効果ガスの予測排出量の多くが施設の供用によるものであることを踏まえ、実効性の高い環境保全措置を措置報告書に記載すること。

なお、本事業に関連し、温室効果ガス排出削減に資する対策があれば措置報告書に記載すること。